

## 出産育児一時金の支給額見直し

平成21年1月1日より産科医療補償制度がスタートします。

この制度に加入した分娩機関で出産した場合は、1児につき38万円が支給されます。  
(死産等を含み、妊娠22週以降の出産に限ります。)

※ ただし、産科医療補償制度未加入分娩機関での出産、あるいは加入分娩機関での妊娠22週未満での死産等の場合は、従来どおり35万円が支給されます。  
(出産育児一時金の支給の対象は、妊娠85日以降の出産です。)

### 手続き方法

産科医療補償制度に加入している分娩機関が発行する領収書(請求書)のコピーと出産育児一時金の請求書を健保組合の窓口へご提出ください。

- ※ 領収書には、分娩機関が所定のスタンプを押印することになっております。
- ※ 事前申請(受取代理制度)をご希望の方は、健保組合の窓口までご相談ください。

